神 護 寺 文

源賴朝寄進狀 (壽永三、四、八)

寄進 神護寺領事

在 丹波國宇都庄登處者

右件庄者、

相傳之所領也、

而殊爲與隆佛法、限永代、所

寄進彼寺領也、 田畠地利幷万雜公事、 併以宛傳法料畢、

然者更不可有他妨、 壽永三年四月八日 仍寄進如件、

前右兵衛佐源朝臣(賴朝花押)

源賴朝下文 (元曆元、六)

紀伊國神野眞國庄 (賴朝花押)

下

H 丹生屋八郎光治、寄事於左右、無指證據、令押妨云々、 停止濫妨、 第所行、其以不當也、 縱有由緒者、可令經 右件庄者、彼家相傳私領也、 就中件光治、非指奉公勳功者、 可令早如舊、爲宰相中將家領、 如本可令領堂之狀如件、 其上件庄、 院奏之處、恣致濫妨之旨、有其 而頃年天下不靜之間、字 被寄進高雄山畢、 以下、 進退領掌事 暗施私威之條、 次 11

元曆元年六月 B

源賴朝書狀 (——、四、四)

(鍋裏書)「かまくら」 一御ふミ 若狹西津」

(賴朝花押)

b, をやうくしにいひて、 **若狹國西津ハ、たかをの御領にてあむなるなり、** 藤内朝宗ハ、 これよりおほせなとかふらぬ、 百姓なとあむとせぬよし申すな それ Ü

か

(100)

事なとハすへからす、いなむしとかやいふものゝ、さ やうにあんなる、とゝむへきなり、あなかしこ~~

四月四日

(裏繼目に花押半分見ゆ)

四 源賴朝書狀 (壽永三、四、八)

(包帋上書か)「文覺聖人御房

此庄者、

相傳之所候、而日來平家知行之間、入領多

賴 朝

事を可直之儀にハ不候敷、然者の歎も不便候、只如本、 以押入候云々、賴朝あ之時、又其定候ハヽ、平家之僻 々庄許ヲ、高雄ニハ御沙汰候へき也、人之煩を不顧し

四月八日

朝

て

そのまゝにてハ、え候ましきニ候と也、

「諦永三年」

五 源賴朝告狀 (——、三、廿四)

(端寒書) 「灌頂用途事 右大將家御書」

灌頂用途、 可沙汰進之由、 雖下知政所候、悉以不足之

神

躨

丰 文 鄠

> 貢 閴 于今遲々、然而粗沙汰出、

令進之由**、**

令中候、

離

t 二 月 廿 *五四 日

惠限御房

「惠眼御房

(貼帋、包帋を切斷して貼付せるものか)

六 平政子書狀 (正治元、七、廿五)

轁

朝

(貼帚) 「尼將軍御筆」

れあることに候、 とに候へ、いたくおもふこと候はぬも、かへりておそ とに候、かやらの事の候へはこそ、心もよくもなると ならはこそハ、世中ならひに候、おとろくへからぬこ 御文たしかにらけたまはり候ね、もとさ候ましきこと

もみえ候はす、あやうきほとに候、 はゝかなけきはあさからぬことに候、なくざむへしと 佛道のなれといのることはかりこそ候へく候へ、

第一號 0

第二十五卷

七月廿五

候、

わつかに田四五丁をつくらんとて、

-13

〇以上六通は賴朝政子文書として、一卷になつて居た ので、現狀に從つた。

七 文覺書狀案(文治二—建久二、六、十八)

橋判官殿へ、

君の御いとをしみの人にておはしまし候

損候ハ、これハ橘判官殿御道理□て候か、 は候はすや、大田御庄の内池の候へ、福井御庄の田をや 申候ハ、君の御領に候、 人
ハ、よ
もさは
おはしまさしと、
おもひ候しかとも、た
ゝ にか妻をまきとりて候へハ、おやをまく定そと、ゐなか つかに田四五丁つくらんとて、 L いまは、一定さ候けりとおぼへ候なり、播磨國大田御庄と せかいにも申候しに、君のおんいとおしみおはしまさん へ、あにおと」とも、 ないて、四百餘歲ニなりて候を、 おやともたのみまいらせて候に、あ 高雄御庄ニ福井庄も君の御領に 福井庄の田百七十餘丁干 件の池をほして、わ 御庄薗をしろ

> れへよき事に候か、 十餘丁をうしなはれて、 高雄をもつくり候ましきは、 福井庄の田百 2

水をぬすむとおもへハ、 あにか妄を、まきとりけるも、ことわりや、 福井

Ö

子にておはしませは、 とのよし、 御所ニ申上てたひおはしませ、 中上てたひおはしましなんへおもと 貴殿ハいゑの

ひ候て、 申候に候

六月十八日

文 覺

馬 權 頭 殿

八 左衛門尉定康書狀

(文治二—建久二、六、十九)

兩御庄福井、 昨日御返事、今朝拜見候者也、 其恐不少候故、所詮兩庄官等、 壊由、叉大田より其訴候、 候之間、今年又件池內、先日訴申之外、又此中堤を被切 解狀進候了、而共爲 叉自福井同中 抑件原池相論事、 令參上、 御領之上、子細暗難察 上候、 被決左右候者、 如此之間 废々自

領の中をもほりかけて、水をとる事へ、つねのならひに

めさんする人の御訴には候はすや、

日路をも人の御

参上可申披候之處、 宜候之由、 令申候之處、 此間所勞候之間、 此仰之趣、 **ル恐惶不少候、** 且捧怂札、 尙 早 企 以 恐 於左右、

思給候事也

を置て堀止候之由、承及候者也、 **爺又古川溝事者**、 依先度仰、 不堀通當御庄內、 尚十餘町

質兩庄、 恐 更不可致沙汰候、 々鑑言、 君御領候者、 每事今明之間、 自今以後者、百姓等訴訟候とん、 故企参上、 可申承候、

六月十九

1

左衞門尉定康

(內題)

~-[;

後白川法皇常寺御幸記、

上是上人御自筆

文覺御房

謹上

消息

到來六月十

九日

「福井上

九 文覺書狀案

桂供御 人等解狀、 長以給預候了、

也 於庄內鵜飼者、 抑吉富庄、自 111 關 ハ國領に候、 後白河院、令寄進神護寺御之時、爲御菩提、 可令停止之由、 仍不能制止候、 蒙仰候て、 供御 人等、 令制止 寄於事 鵜飼候

> 且可有御遏迹候也、 ハ、令加制止候也、 猥令訴中候歟、任 其外國中飼場、 以 此趣、 後白川院治定旨、 可令奏達給候、 文覺か不能進止候也、 文 恐惶謹言、 庄內飼場許 覺

五月一 Ħ

後白河院神護寺御幸記 (文治六、二、十六) (行慈筆

(端宴書) 「高雄御幸事

御二、正月 大 大 大 大 七 十 十 六 Ħ 當寺御

御 儲 15 别 可 注

供 御 御寺沙汰、

北面饗、 殿上徑、 覺文房、 智月房、 福井庄預所役、 吉富新庄井 Щ 上庄 預 肵

雜人料破子七百合、 者」力變、 乘智房、 吉富本庄預所役、 **并御寺沙汰二** 足守庄西津庄 一百合、五百个

(103)

御幸 含唉御覧、 涼殿燈爐燃付、 禮之後、 參拜之後、 火燃付、 入御堂內陳, 性則、 午時 法皇自火打テ、 以此火、 道海、 連入禮堂、 直御堂參詣、 於御 當日本堂長日供證法、 所供御ナル、 定信、 爲常燈、 御帳カキアケ **着御座、** 永眞、 上人文覺取帶掃御堂之庭、 燈爐令燃付御、 爲傳未來際、 中時、 行俊、 テ、 暫時相具上人丼兵衛介某 **令拜本佛御、** 所被始也、际、付不斷香、 還御、 定喜、 兵術介某丁、 定四也、 次日女房參 內陳役 諸堂 法皇 幷納 賜 拜

一一高辨(=成辨)書狀(元久二、九、十九)

韻

(後

欠

仰之旨委承候了、

之様に思候、 可奉拜恩額候之處、 殊以悅思給候、 愚身如物狂候之間、 の文を見候に、 く呪候之處 此 蒙如此仰候之條、 中殊無性體、 深可 悲淚難禁候、 以夜續日 存其旨候、 今ハ奉被思捨事にてや候覧と、 Ħ 耳切法師にてあれといふ仰、 昔,御敎訓 .今度の便に 誠哀歎難抑候、 此義林房等に、 之音、 b 繼留耳底 抑此 花嚴章疏 企參詣、 心細 十樂

> 二年許かくて候は」やと思候也、 思召出候覧、御山騒動之中問 浪和續之間、 結解仕て候に候、 教ヲモ義林房等に申付候て、 御報恩と存候はんと中候き、 一遍よみわたさせ候はんと存候て、 ん時も、 れしく思召候覧と存候、相構て明後年にしはて候はんと、 東大寺之邊に住候て、 于今不果所願候、 此世間、 如電光朝露候之上、一身叉流 K 此事を遂候ひなん以後、 御邊にも給仕 b 此學文の果を遂候はん、 日夜に憂愁無極候、 御意にもそれをソ、 V かにも令成給て候は しかけて候之間、 L 候ひ、 定て 叉紀 5 今 聖

年 來 郎二 に依て、 終功候、 候、 Щ これを一遍此義林房等に、よませ候はんと結構して候か、 抄四十卷、 中に居住仕候て、 卅三才に罷成候了、自今以後ヲ勵候て、早々可終功 宗大疏之內、 探玄記一部へ、既に功終候了、 或ハ俱舍の學文といひ、 罷出候了、 刊定記卅卷、 探玄記廿卷、 所願ヲ遂はやと思候シも、 かやうに流浪仕之間、 貞元疏十卷、 或いとまなく候て、 大疏 已上百三十卷之内、 州卷 叉演發抄廿餘卷、 運日累月て、 新經疏、 地頭騷動 演發 未

先年紀洲

洲の山中にも乞食なんとして候はゝやと思候、

と念し、

經一眞言に思ヲかけ候て、

流沙葱嶺とかやに

月

日御札、

同九日令拜見候了、御違例、御減氣不候之

大疏少々、 五教章等 ノ別章ハ年來相傳仕て候也 刊定記、 貞元疏等、 全分未懸手候、

帯ヲモ ヲ思切ラム日 らひて、 てしぬるにこそ候めれ、一人にも目ヲみあはせ、ゑヲモわ 學二道之果、 凡師にも同行にも、 ステハヤトソ思候へとん、不覺之身難叶候、 常在靈山の文に思ヲカケテ、天竺なんとに向て 可向事にも候はねへ、 又難成候へ 所作ハヲ、ク候ひけなれとん、 思様に隨逐しまいらする事不候、 かやうなる物の、 たゝふかくたのもしく思 身ヲモ 不覺人 身命 投 修

薗 背令府而出流沙、 恨生不遇聖、 踐銭門而登雲領ヌ、 幸覩遺跡ヌ、 叉云、

の事ヲ申候に、

ノ前にハし事もなき様にて罷過候、

心うく候、玄照法師

掛想祇

大國 中候様に、修學二道の果難成候はゝ、たゝ釋尊の名號なん 厶 せたりしかとん、 如此事等ヲ見候に、哀に思候、 事あはれに思候、 處 シ、 代ハ聖代ニうまれて、 如來の聖跡に思ヲかけて、 武者へ終ヲハいゑにゝしぬるとかや かやうの先徳等へ、處へ **佛道修行も心にまか** 身ヲ捨給ケ

> 現於世、 候はん、 申上候許に候、 事あはれにあちさなく候まゝに、つらく、思ゐて候事ヲ も向てしなはやなんと思候事のみに候、 人見真佛等云云、 さハ候へとん、 わり候らんとも不存候、それヲ高家にてかくても候に候、 は、 他入へし候とん、 所謂開示悟入佛知見等云々、 これヲたにも遂候ひなは、 人よりも命もおしく、 此學文の事遂候て、 誠に教法の値遇へ、 成辨へえしかけも不候、 生 唯以一大事因緣存出 眞の在世なれ 一一世 或叉岩能 人ョリモ不覺に候 念も人にまし 々の思出と存 加是經口 たし万

之底、 普賢行願之源、 まつらんと存し候に候、 如來滅後の恨ヲモヤスメ、父母師長の恩德ヲモ報したて 擬頸下之重質候了、 與十號何符合、 此十樂文、 成辨恐々謹言 與四弘願相 徹文殊大智之底、 應 永納經袋 極

進 九月十九日 上

僧

成 辨

Ŀ

高 辨 狀 (一、二、九

第二十五卷 第一 號 〇五

中、

實尤可然候、

御佛へ

古佛にて御候へハ、且被奉安置

候事、

更不可苦候歟、

且

ハ東大寺御供養、

近吉例候歟、

渡仕候了、 可令拜候、 候し河内邊修行候は 餱 返々歎入候、 今月六日上光房に奉申付候し者、 御性體三面、 御花室御造營事、 Ž **営八幡へ申送候テ、** 必々下向仕候テ、 返々爲悅候、 御草花をも、 不審之處、 上光房に手 令言上

ÉD 時 蒙仰候、

返々悅入候也、

恐々謹言

高

辨

= 高 辨 ll: 狀 九 儿

先度賜御札候也、 御小袖一 畏以言上 領 御衣、 御報者、 叉御袈裟、 悩以令進上候き、 帶一、

謹以進上之、

今ハ經御覧

候歟、

以此之由、

可令入見參給候、

高辨恐々謹言、

高

辨

九月九日

光 御 房

F

兀 宗 全 ili. 狀 (貞應二字、正、三)

抑御堂供養之間事、 謹承候了、 早可致其沙汰候也、 彼岸

年首御吉慶、

今朝自是言上候了、

日次事者、 院御方なとの御忌日 同給候了、 成功人未尋出候へハ、漸々功人を可被付候也、 以此趣、 以此旨、 可何御氣色候也、 可申入候也、是ハ內裹丼院御方、 被除候や覧、 恐々謹言、 尤不審思給候、 日次注文、 女

叉

正月三日

宗

全

五 宗 企 11: 狀 (貞應二字、正、六)

渡候地、不然何日可候哉、 衍 相存候て、 高雄御供養之間事、中入候了、卽御氣色之趣等、可中之旨、 一、返々目出事也、 不然者、 冷泉へ罷向候之處、 明日なとにて可候は、 隨仰可參上候也、 且 **室罷歸候了、** 氣色候也、 彼供證、 其次御口へ、可有御 委細 御登山一定 無爲二被逐

指上候、 恐々謹言、

正月六日

祭 全

六 宗 全 jr Li 狀(貞應二字、正、九)

候了、 候了、 御堂供養、 良藥一裹 倍增候、 此所勞、腹病者、聊落居様に候へとん、 も可令中給候、 供御を令調進 十三日、 十六日可罷登候也、 正月廿四日 恐惶謹言 存候也、 腹中聊安堵候事、 正月九日 爾其馮少罷成候也、 可罷登之由、存候之處、 八 又十七日之儀二付、 七 拜領候了、猶々苦痛なと出來候者、 恐々謹言 宗 道 全 一之間、 忠 1. 1 1. 書 狀 (貞應二、六、二) 付痛所、兩三一所、 其間事ニ可見給事候で、 且便宜之時者、 狀(貞應二?、正?、廿四 如此被懸御意候、哀覺候、 惣別尤神妙承候、 來十五日、女院御 無力延弱、 其由お御房 道 加炙候験歟と 宗

> 也 不能左右、 歸依之思、此春可被供養之由、 候 なななが、 被出山凸事、 悲歎不少候、彼上人當時被住山乎、 且此旨、 不輙歟之由、承候之處、 可令傳給歟、 悅思給之處、法皇御事、 大師御舊跡、 恩借返々本意 近隣深運 何樣令即

延引 旃

給乎、委曲期面之狀、 六月二日 如件、

崇

全

全

巳 譝 御 房

切封

佐己講御房

逐日

宗 全 i i 狀 (貞應三?、正、二)

「(捻封) 深勝御房 九

可令服候、 事々止

(蜀襄)

崇 全

島伏沙汰へ切候了、然者、(タ) 上覺御房御登山日を承候て、 今日にても可能登由、 可能登之由存候て、琴 存候之

忠

處

儲候て、 可罷登候也、而人夫五人許、 申候了、いかさまにも、二日にて候はすれ、三日ハ一定 三日朝、 おたきへ可遺候也、謹言、 可罷入候に、平岡人夫被催

唐本孔雀經一

部下上中、

憶奉請之、 、

早可令返納高雄寺給者

神

謎

寺

文

書

第二十五卷 第一號 〇 七

(107)

条

全

正月二日

宗

全

 $\overline{0}$ 行 慈 elt. Let 狀 (年月日映)

未時計、 可參入候、

法限御房、 以此旨、

可令中給候也、

離言、

(捻封)

深勝御房

行 窓

行 慈

高 辨] t: 狀 (年月日缺)

候 此仰候へは、先只今令参上候也、 假染に立出候之間、 從此罷他所候テ、ひるつけて可入寺之由、存候之處、 御札候けり、 可令申此由給候、 只今還入候テ、 拜御札

行 慈 狀(年月日缺)

明惠房、 可被來由、 中で候 夕方しつかに、 法眼御房、

見参に可罷入候也

(捻封)

深勝御房

行 行 慈

濨

Ξ 行 慈 il:

狀

存候處、 大相子十果、 聊勞事出來て候間、 進上之、 今日可罷入法限御房見參之由、 明日可參入候也、

令

行

窓

廿五.日

深 勝 御 房

四 行 慈 狀 (年月日缺)

持田馬五疋候、

皆にくらにて候、

それに候らむ口

明日一 定可下向候、 付に、 草かりもたせて、可令出給候也 今一度經聽聞したく候に、 辨公御房、

勝月房に可令奉渡給候也、 持田文書白箱、 出給候はんに、 今夕可令出給由、 相具ておはしますへし、 返進之、 可令傳中給候也、 深勝房、 知法房之料也、 (後 率乗馬て、 欠 このかたひら, 御房の令

五五 行窓 (=證圓) 書狀 (年月日缺)

武蔵守返事、つゝら之はとにいりて候、 とりてたふへく

(108)

不可然候也、

捻封) 勝月御房

證回

態令申候、

國守護所者、

可令停止國中狼籍給御憲法御使

尾方、 賜御下文條、 也 東へ令下向候也、 遁者也, 宗光罷下關東、 高尾切々雖訴申、 房、松殴法印御房、以寺家陳狀、備證文、令奏聞御之間! 文之處、 止高野僻事之由、 當宗全僧都 被經奏聞程事を、 而靜川與持田堺相論事、 經奏即、 爲高野道理之間、 長者御房法印御房、 尤宗光關東をあさむきまいらするとか、 申宮僧正御房云、 此程朝家大沙汰、 偏證悟一人結構之由、 訴申問、於長者御房、互備官省宣旨等證 而世間法沙汰切之間、爲寺使、 爲高野道理之間、 證悟一人結構之由を、 全高尾申狀不叶、 **井御山之御使にて、** 自去年八月比出來、 被召合兩方證文等、 松殿禪定殿下御沙汰に 近日可有勅許折節、 令掠申間、 掠申候て、 其上叉自高 近日關 長者御 高尾別 天野神 可停 難

儀候、 之時 汰こそよく候へ、若持田へ令打渡給之由、 人一 申 定候者、参向仕て、 條 理へ無隱事ニ候へハ、朝家御沙汰にハ、 內持田、互申狀符合、 モ 打定四至牓示、兩郡堺、 雄奏狀云、 ミすき候、 大師佛法ハ、未來まて万代ニつツく御事候へハ、隱便沙 令搦取御條、 雖僻事、 可停止濫妨云云、 兩 蒙仰候之處、 如此訴申候也、 無其謂候事敗、 ハ、必々可令參左衙門殿館候也、 (*) 百千凡人のかたふけ失候はんと仕ハ、 爲寺家領南部庄地頭職、 入置加納候處、 宗光事、 持田庄者、 且內大師明神々處 未被糺候條、 下關東、 此子細等も聞たく候へとも、 必しも御計容候へき事も候はす、 且叉關東御下知狀云、 全指越南賀郡靜川庄、 其上へ、以何事、 伊都郡內也、 國郡見知、 無左右、 横中饱像、 非御憲法沙汰候歟、 不聞召子細、 如此事、 靜川者、 難知候、 無其隱、 豈可然候哉、 恐々謹言 高野尤有其謂之 掠申候哉、 糺所 不打入伊都那 令風聞 不被觸御 南賀那內 不可說候、 叉自元高野 且不似普通 犯子 被搦取候 さて 候、 下向 尤道 且縱 也 illi Illi の

五月廿六日

第二十五卷

第一號

一〇九

覺 觀

神诞寺文書

謹上 守護所殿

二七 行慈 書 狀(真應三~、六、十六)

井寺解、 寺家、 相構種 畏申候、 **談寺、云高野山、 令遂對決候者、** 造紀州守護所許書狀 也 勝悟法師於守殿御前、 教書狀云、早糺所犯子細、 構候也、 書幷兩守殿御下 前 々所令申候, 不帶一紙證文、 可被召進勝悟之身云々、 對決之時、 一次課計、 於京都、 當時在京候、 相副關東御教書、 可遂對決之旨、 同弘法大師御遺跡也、高野佛法と中候者、 謀計顯然可候也、 猶存可致違飢議、 神護寺領持田庄堺相論之事、 知之狀、 重可令持進候者也、 任自由構申條、 通 可被決兩方理非候也、 而湯淺兵衞尉宗光、 令落居候處、 進上之、 可令停止彼濫妨也、 前废令進上、 仍寺家使者并宗光、 所令中上候也、 可參向關東支度、 此申狀不足言候、 可有御察事に候歟、 此狀一 當時勝悟法師、 高野山住僧勝悟、 以此由、 々不實明白候 所經御一見候 依關東御教 種々證文等 彼關東御 若背制法 召對彼 云神 言上 令結 所

> 以此旨、 住以後、 恐 言敎也、 劣 號大師佛法之條、 無之、此朝無雙曼荼羅也、 九幅曼茶羅金泥 大師御歸朝之時、 しゃ謹言(不可及相論者也、 П 云寺、 所奉安置佛像五大尊等、 令申遠守殿給之旨、 云佛、 大師御自筆曼茶羅也、 有若亡申狀也、 神護寺御 佛御知見、 八幡大菩薩御願也、 居住 勝悟法師申狀、 於寺僧等、 一候て、 道理之外、 大師御自作佛像也、 兩寺同御遺跡也、 所令弘傳天下給眞 餘御遺跡、 所令中候也 號大塔五 其上大師御居 無他事 候也 佛勝 佛 姖 幷 逗

六月十六日

眞

城

御

房

行慈

二八 某 書 狀(貞應三字、六、廿八)

(端裏)「蕁勝御房(切封)

掌

名)__

沙汰人大進房真遍之許〈、以此趣、可令相觸給候、自淨覺御房、所被申候也、寺家宜令存其旨給候、且平岡平岡屋敷之內、於智月房舊跡者、可宛賜法橋俊賀之由、

存其旨給之由、 **氽又於平岡沙汰者、** 別當僧都御房所候也、 自去比、 被仰付大進房候了、 謹言、

同可令

かはす味曾を、

勝月房とりかはされ候なり、

味會桶

一つか

六月廿八日

鄠

勝

御

房

章 名

九 眞 遍 뱕 狀(——、六三)

也、 先日所令言上候、 〇本帮 可然樣、令申入給、分明御返事、 折帋間事、 未承御返事候條、 可申預由、 極恐入候 存候也、

與遍恐惶謹言、

六月二日

眞

遍

房

深

勝

御

〇體昂

勝 御 (切封)

真

遍

深

三〇 行 慈 il: 狀 (年月日缺)

(端寒) 「深勝御房

行

歷

宰相阿闍梨御許へ、味曾一斗つかはすへく候、それへつ

褲

誕

寺

文

書

五斗はまいるへく候也、は、それにての味曾は、 は、それにての味曾は、つくられ候なん、御房へも大豆さるへく候、大豆いてきて候へは、大豆運上すへく候へ はされ候には、 味曾一桶に五升つ、入て、くたしつかは

行 慈 - | 1: 1: 1 狀 (貞應三?、七、十一)

何事候哉 抑上人御房御忌日料、

歟、 **爺て持田へ造候也、** 房に三斗、大夫阿闍梨御房二斗、 來十八日に御寺へ可令沙汰進由、 但二石之外、 若米一石候者、 明後日十三日、 可分遣候也、 住月房許へ五斗、眞乘 下知候也、 常住法師を可令参候 定令運上候 此文者、

は 每事令申候也、 七月十一 E

行

菍

深 勝 御 房

Ξ 行 慈 狀 (貞應、三?、七、十二)

第二十五卷 第一 從

(111)

特田より白米一石、

能米一石、

第二十五卷 第一卷

何事候覧、

田庄へ、 下知して候へへ、定て令運上候敷、 11 日御忌日料米二石、 可令沙汰進之由、 挊

米候者、 住月房五斗、 眞乘房三斗、 大夫阿闍梨御許へ二 但此外

斗

可分遣候也、

北房に候しらはこの内二合、

北谷とか

候 付此法師、可下給候也、さては不食氣不減候間、 きつけ候、うらに大事書とかきて候、持田夫にもたせて、 壽限相待朝著候也、 雖然存命し候は、 付冷氣、 起居不顿 九月

門ふたき候て、 龍與房等不可見參候也、 謹言、 許可上洛候也、

但今度ハ上洛して候とも、

但隱者にて、

勝 御 房

七月十二日

行

窓

深

〇趣品

(裏切封)

逐申

寺中沙汰口入者、

可停止候、

內々禪師御房、

私見参な

叉廿一日御忌日事、

可相計候、

今日爲方遊、

罷行事候

委承候了、

福井麥事ハ、常住人々、とりての事お中候也、

歟

京中猶以盡御事等候也

此御立文、

可被止候也、

んとは、 つかまつるへく候、 この書夜かきて候間、 御

覧しにくゝ候はんす覧、 〇胜 此の禮紙は本紙と離れてゐたが、今假に合せて 通とした。

> 三三宗全 il: 狀 (年月日缺)

合归十切、 **悩給候了、** 抑來廿一日御忌日之間事、

定參着候歟、 申候了、聊不審事候て、 足守麥無相遠運上候覧、尤神妙候、平等、 | 且尋申候了、件狀ハ今夕明旦之間 自是重

三四

宗 全 狀 (年月日缺)

(切封)

(端寒)

宗

全

深山中、 白麻極難得候

其次法橋回乘房等にも、 無足候はん事、 極大事候歟、 可申合候也、 恐々謹言 質壬月佛聖等

事

乃

刻

宗

全

(112)

三五 宗 全 Į: 狀 (與應三、後七、六)

「深勝御房(切封)

(端寒)

宗

全

とて、 今日可登山之由、 俄指合候て、 存候之程、 延引候了、 皇后宮御祈之間事、 爲御不審、 申候也、 沙汰候

恐 X

後七月六日

三六

宗

宗 全

明日人夫、夕可罷入事等候に、不指合折節候者、伙人催

集

鋤等可令持候也、 此おたきの房へ、

兼叉此房ニ、 如法早旦給候哉、

地引料にて候

と存候に、さも候ねへくへ御沙汰候哉、但五丈へ黑木、今 木柴十丈許結候はん

違のためニ、 五丈柴木のても候なん、 可有入御之由、 閉所にて候へハ、或貴人、御方 承候間、 如此結構候也

可有御計候也、明日ハ人夫ハ人數殊大切候也、恐々謹言、 木柴ハ、今月下旬比なとにて候なん、 毎事不無骨様ニ、

神 談

#

文書

于七月十六日 七

(切對

勝 御 房

宗

全

宗

企

深

三七 行 慈 11: 狀 (貞應三、後七、廿二)

候 はんを、 かは、 は可存候、當國飢饉之體、 に運上五石、 田に得田十二丁とそ申て候しかとも、 福井足守より早米運上して候は、 何事候らむ、 それも減して候らむと存候、上光房關東下向粮料 それより被告仰候はんを相待候て、 殘にて、此間塔材木運上すへく候、 來八月下旬之比、 存命之類は、 可上洛之由、 少々可令儲給候也、 其後旱魃敷日候し すくハぬとみえ 上洛之議を 令存候也、 時料候 挊

後七月廿二日

關東下向之間事等、

定て上光房被申候歟、

離青

行

深 勝 御 房

深 勝 勝御到

行

慈

三八 房

行慈書狀禮希書 (年月日缺)

第一卷

第二十五卷

(113)

(製切封)

逐申

持田早米十石、 Iţ T はとはせて、 よも懈怠候はしと存候也 今月晦日比に、 可運上候也、 舱 かちにく、 て可進使者候也、 わたのへま 此米

三九 宗全書狀禮希書 (年月日缺)

逐申候 (裏切封)

能八可計口入候、度々仰も様々敷之由、 不可申盡候、不便に見給候、 世上無爲之由、 'n き様に候はん事、 神妙候、御上候之後、委可申候也、此御便申候とと、 間候へは、 返々所庶幾候也、 神妙候、 高雄事、 炎旱事、 上光房被上洛候は 、相存候、謹言、 當時向後をたし 國土之数、

四〇 行 慈 狀(真應三字、八、三)

〇本帝

候也、 供僧注文進之、 共に可令計沙汰給候也、 其上に御計候へし、別當分供僧、成就院分供僧等、 粗如此注て候へとも、 物念之間、 草案令進候、 僧都御房申て、 清書可 相

> 僧等、 洛候はんすれは、 不入候、御寺に住しつきたる人は、一 僧都御房に、 Ļ もみえ候はす、 たる事不候、當時供僧之依怙にて、 此供料も、 被入候事、 中させ給へく候、 総半分下行にてそ候はんすらむ、此由を、 其上に當年番匠作料未下、 無其詮候、 每事可申候也、 房含體、 今兩三日候で、 たれも住しつへしと 人もなくて、 荒廢之時に、 資塔造營候 上光房上 他所供 かはり

八月三日

衍

慈

勝

深

御

房

逐申 〇禮希 成就院書狀、 先加御一見、 かみひねりに、

ひねりとこ

〇 註: 此の禮紙は本 通とした。 紙と離れてゐたが、 今假に合せて

ろゆいて、

つかはさるへく候也

四

行

慈 ilt Til

狀(貞應三?、八、五)

〇本品

持田宿直人、 のほり候便に申候、 米十石、 便船にさして

(端裏)

「三位阿闍梨御(切封)

房

生

禪

第なと、 日能逃房來臨事候き、 返々浅猿覺候、 其時侍從公事、

佛

何事おいかに沙汰し候とても、 大師、大菩薩、 の心、

まね

かたありての

口事候、

其心はなれ候て

毎事口體へ、一

分の慈悲 被申

候次

成候歟と覺候、 故上人御房、 上覺御房、 返々心らくかなし 御意ニハ、 く候也、 皆可遠事、

日兩度御札御返事、 今朝申候了、

阵

今度上光房上洛之時、

被定候了、

自是所

(115)

叉被略事も候也、 注進折掃旨、 抑供僧等事へ、 令数中候し かは、 大體不遠候、其中少《事等そ、被注進候也、 **兼叉平岡田之間事は、寺僧以下夏衆等、** 今年許は、 先とかくの子細候はてこそ

្រុ

候はめと存候之處、一日龍蓮房丼今度上光房、

(後

欠

哥 四 不 = 可然存候也、 宗 全 彼經營ハ、 狀 (真應三?、九、八) 此庄運上物候はす

五斗助房、 每事、 中にもをよはぬ事ともに候、 御寺へも不被進して、庄にすてをかれて候へみ、とかく 歟 候 性燈油に可被配分候敷、今月中旬之比、 へく候也、 **回法房、** 龍蓮房、散々事等しちらされて候、 其時可申候也、 世候、 八月五日 十一日にこれをたちて、上光房可彼上洛候、 五斗宰相阿闍梨、 可被下向之由、 內一石、義演房之許へ可造候、 證言 五斗余車力、 万事をすてく、 可被觸申候、 特田檢注すへく 取帳をたにて、 此外七石、他不足歟 行 いとま十ケ日 検注せらる 蕊

〇雌帝 (挺切封)

逐申

若得減候者、 中風之氣、 爾垍候、 十月許可 付冷氣九月、 上洛候也、 禪師御房御返事、 可加瘀治之由存候、 付

上光房、 可令進候也

0 il: 此の體紙は本紙と雕れてゐたが、 通とした。

今假に合せて

宗全(=性禪)書狀 (年月日缺)

とん、

さすかに不可闕如候歟之由、

存候也、

足守

神

謎

丰

文 캶

第二十五卷

第

號

第二十五卷 第 獥

大

候は、

柱繪

の用途成候はんと存候之處、

先仁和寺へ被遺

等 庄 候とても、 て、 す」めて、 候はん程の米お よくく 0 且可令察給候、 おたしくて候はやと、 D) L やうに聞 此御寺事、 いかさまにもく た ムめたくこそ存候 ハ **、** 候に付ても、 構~心 おはけまし、 運上しての上事候敷、 沙汰しづめて、諸事落居し Ħ 々夜々に、 今一 御寺へ運上すへく 各領家分とて 日も御寺事、 被念願 如此事 人おも 候

九月八日

也

職言、

松茸如員敷給候了、

返々爲悅候、

今年他

所

VĊ

Ь

宗 全

最少分、一兩度や覧候しと環候也 切に不生之由、 承候也、 平岡より ハ不思議候、

仍女院御所申入候了、 **兼叉法橋か書狀、不給候也、** 被取 米七石いるへ

抑足守庄之間事、

或人出所望之由、

承候問、

驚入候也.

(端寒)

「深勝御!

房

足守米にても、

福井米にても、

仰 十石、 落候歟、 無左右事にては候へとん、寳塔柱繪書候はん事、 仁和寺 尤不密候、 へ可造之由、 叉福井早米、 法橋申て候し事、 **運上候なる、** 實紀州 百石中五 近 0

日よき程ニ罷成候へハ、九十月の寺用ニ宛候て、

其餘分

着して候にや、

御返事申候き、

7

れは依急用、

らし

や候

お

指大事候によりて、

令借用候へき也、

定珍法師は参

沙汰に、

H)

返進候也、

此

米は、

き事候に、

かし給

候はん 兀 四 宗全(=性禪) 書狀 (年月日缺)

人々御中 (切封)

進上

松茸 (端裏) 如員給了、 返々 神妙 候 抑昨 日被仰候八幡經 性 醧 上

貢

樂事

此間

可罷登候

見參可奉中合候也、

恐

マ謹

乃 刻

四五 行 慈 il.

狀

(真應三字、九、

崇 企

行 濫

運上して候は

7

ż

しして

私申請にて候はす、 く候、 替米, 樋 П 法橋 崇 舶

-11-Ë

(116)

第二十五卷 第

號

七

とて、 巾に候也、

九月廿九日

深

勝

御

房

行

慈

〇本品

宗 **猶三位律師、** 全 || |-|| 狀 (真應三?、

参候也は、返々存外解のは見参も久せす候、 今不參候、 其後連目可罷登之由、 御寺之間事、 然而給書候はん程に、 存候之處、 叉大納言殿の御許へも、 委被申候へハ也、 近日指事等候之間、 相構可罷登候也、 いまた不 禪師 于

恐々謹言、

返々存外懈怠と覺候也、

此間可參候へへ、止

九月晦日

宗 金

候て、

全

宗

深

勝

御

房

(切封)

四七 行 慈 書 狀 (貞應三?、十、二)

深

勝

御

を、 御 ふみ뚢一加見候了、 とひて御らむすへく候、 上野法橋之許へ委細に中て候ふみ 故上人御房、 爲高雄、

慶々

しも 中度々暴風難に相候し時、三寶諸天御加護候らむと存候 しみともおほしめし候はさりき、 流罪せられさせ給候しかとも、 なけきとも不存候き、 皆以所存の旨にて候き、 御本願にて候へは、くる 行慈も院勘をかふり

海 候

候は、 まことの心もなくて、すれはせらると存て、沙汰せられ しかは、 即時に既滅し候なんす、相構て、 一度もさわきをとろく心候はさりき、高雄事は、 大師御計お仰て、 心永心蹟で、大

くゑふまれ、にくみいとはれさせ給て、 候、追々物の作料事、 僧都御房へ中候、 おはしますへく

わさと使をたて

師を念しまいらせさせ給へく候、

んそと申候也、 わつらはしく候、 僧都御房へは中候、 法橋許 とひて御らむすへく候也、 へ中て候文、 供僧の注文、 委細に候、 便宜に付て給て 别 パ々には

十月二日

行

涨

人に